

大阪はびきの医療センター
公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和 7 年 10 月 16 日改訂
統括管理責任者

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター（以下「当センター」という。）は、「大阪はびきの医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」（以下「取扱規程」という。）第 5 条に規定するコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
対象	公的研究費等の運営及び管理に関わる構成員 【教育対象 A】 (1) 当センターにおいて、研究活動に従事する研究者 (2) 研究者の研究活動を研究面から支援する者 【教育対象 B】 (3) 研究者の研究活動を非研究活動面で支援する者	全ての構成員
目的	公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正にあたるのか等を理解し、意識を高める	不正を起こさせない組織風土を形成するために、構成員の意識の向上と浸透を図る
実施方法、頻度	【教育対象 A】 (1) 対象者に講習会、e-learning、動画の配信、ペーパーテスト等による教育を実施 e-Aprin については、年 1 回最低 1 項目受講するとともに、修了証有効期限内に再度全項目の受講を行わせる。 (2) e-learning 等による公的研究費の取扱いに関する理解度調査の実	(1) メール送付による啓発活動の実施（年 3 回以上） (2) 印刷物等による啓発活動の実施（年 1 回以上） (3) 院内端末での啓発資料の掲載（随時） (4) 掲示板等への啓発資料（ポスター）の掲示（随時）

	施 (3)研究費ハンドブック（第1.3版） P49～50の教育チェック表の提出 【教育対象B】 (1) 公的研究費等運営・管理者に対するコンプライアンス教育テキスト【事務職員向け】の配布、コンプライアンス教育テストの実施	
内容	【教育対象A】 (1)外部研究費の取扱い (2)公的研究費における不正行為 (3)利益相反 (4)不正行為による機関への影響 (5)運用ルール・手続き・告発等の遵守すべき事項 (6)不正が発覚した場合の機構、当センターの懲戒処分、自らの弁解責任 (7)配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置 (8)その他機構、当センター、配分機関が定める各種不正対策等 (9) 研究インテグリティとその対応 (10)安全保障貿易管理 【教育対象B】 教育対象Aの(1)～(8)	(1)院内規程等の周知 (2)不正事例の周知 (3)監査結果の周知 (4)その他不正を起こさせない組織風土の形成に資する情報の周知
活用	受講状況及び理解度について把握し、必要に応じてフォローアップを行う。	啓発活動を通じて構成員の意識の変化を把握する等、適時PDCAサイクルに活用する。